



入居募集



●共通事項
 ・雄武町内に住所を有する人または有することになる人。
 ・町税などに滞納がないこと。

入居資格

●町営住宅(団地)
 ・所得が政令月収で一般世帯は15万8千円、裁量世帯は25万9千円を超えないこと。
 ※政令月収とは、給与所得者は1年間の給与所得控除後の金額に、自営業者は1年間の事業所得から必

●町営住宅

	団地名	間取り	建築年度	戸数	家賃	単身
新規	新日の出	1LDK	平成28年	1	16,400円～37,800円	可
	沢木	2LDK	平成23年	1	17,900円～41,100円	可
	旭日	3LDK	平成5～7・9～11年	8	21,000円～53,200円	不可
	宮下	3LDK	昭和59年	3	13,400円～31,800円	不可
	緑町	3LDK	平成24年	1	20,100円～46,300円	不可
	潮見	3LDK	昭和61～63年	5	16,000円～40,000円	不可
	幌内	3LDK	昭和51年	1	7,800円～18,000円	可
	継続					

●勤労者住宅

継続	間取り	建築年度	
	1K	平成28年、令和4年	
戸数	家賃		単身
	34,000円		専用

●日の出町町有住宅

新規	間取り	建築年度	
	3LDK	昭和61年	
戸数	家賃		単身
	40,000円		可

要経費を控除した金額に、扶養控除などを差し引いた額を12で除したものです。
 ※裁量世帯とは、高齢者世帯(60歳以上)、高齢者と18歳未満の世帯、障がい者(障がいの程度による)がいる世帯、乳幼児がいる世帯、婚姻後2年以内で夫婦ともに35歳未満の世帯(小学生以下の児童がいる場合も可)などです。

●勤労者住宅・町有住宅

・勤労者住宅および町有住宅は入居の要件が異なりますので、管財係まで問い合わせ願います。

申込方法

・税財管理課管財係備え付けの申込用紙に、入居する人の住民票を添えて提出してください。
 ・令和4年1月1日に他市町村におい

応募締切

新規 6月15日(木)
 継続 随時受付

※問い合わせ時に募集を終了している場合があります。
 関税財管理課管財係



早期注意情報について

気象庁では警報級の現象が5日先まで予想されているときは、その可能性を「早期注意情報(警報級の可能性)」として「高」、「中」の2段階で発表しています。
 「高」は警報を発表中、または、警報を発表するような現象発生の高い状況で、「中」は警報級の現象となりうることを表しています。

警報級の現象はひとたび発生すると命に危険がおよぶなど社会的影響が大きい。そのため、「高」や「中」が発表されたときは、災害への心構えを高めてください。
 また、下記の表は例となっていて、翌日までに暴風、波浪、高潮警報が発表される可能性が高く、翌日の明け方までに大雨警報が発表される可能性があることがわかります。
 情報を確認した日から5日先の荒天の可能性を把握することも可能で、情報は毎日更新されています。

5日先までの早期注意情報(例)

	情報を確認した日	翌日					2日先	3日先	4日先	5日先
	18～24時	6時	6～12時	12～18時	18～24時					
大雨	[中]							[中]		
暴風	—			[高]				[中]	[高]	
波浪	—			[高]				[中]	[高]	
高潮	—			[高]				[中]	[高]	
対象情報	①小規模な現象に伴う大雨など ②大規模な現象(台風、低気圧など)に伴う大雨など					②大規模な現象(台風、低気圧など)に伴う大雨など				
表示方法	時間帯を区切って表示					日単位で表示				
発表方法	定時の天気予報の発表に合わせて発表(対象地域:天気予報と同一単位)					週間天気予報の発表に合わせて発表(対象地域:天気予報と同一単位)				

関網走地方気象台
 ☎ 0152-43-4349



Information

ふる郷ふれあい 交流会の開催

第45回おうち産業観光まつりに際し、東京・札幌雄武会、佐賀県武雄市、栃木県益子町の皆さんを迎え「ふる郷ふれあい交流会」を開催します。

この交流会は、広く町民の皆さんにも参加していただき、ふるさと雄武を語り合う場として、立食パーティー形式で開催しています。

参加を希望される人は、事前に役場企画調整係まで電話などでお申し込みください。

開催日時 6月24日(土) 17時30分～
 開催場所 ホテル日の出岬
 会費 1人 3,000円
 ※当日会場で申し受けます。
 申込期限 6月9日(金)
 申込先 企画調整係
 その他 会場までの送迎バスを運行します。利用する場合は問い合わせください。

関財務企画課企画調整係

関興部警察署
 ☎ 0158-82-2110



自転車の交通ルールについて

令和4年中、北海道における自転車乗車中の死者は12人で、令和3年と比較して10人増と大幅に増加しています。
 自転車に乗る際は、交通ルールをしっかり守りましょう。

また、令和5年4月から道路交法により、自転車利用者のヘルメット着用が努力義務化されています。

自転車に乗る際は乗車用ヘルメットを着用しましょう。
 自転車は車道が原則であり、車両用信号機に従って進行しましょう。

一時停止場所での停止

交差点や見通しの悪い場所ではしっかりと停止し、左右の安全確認をしましょう。

携帯電話などの使用の禁止

自転車を運転しながら、通話したり、画面を注視することは大変危険ですのでやめましょう。